

令和3年3月31日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県新型コロナウイルス  
感染症関係総合対策本部  
本部長 山梨県知事 長崎 幸太郎

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年2月13日から4月30日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、現在、大都市だけでなく地方都市も含めて全国的に感染者数が増加傾向となり、本県でも感染の拡大が懸念されるため、引き続き、警戒が必要な状況にあります。

また、最近是他県からの来訪者数も増えてきていることから、県外からお越しの方にも山梨県のルールを分かりやすくお伝えし、ルールを守っていただくことで飲食等の場における感染予防の徹底を図るため、別添「お客様に必ず守ってほしいこと (ご利用のルール)」を作成しました。

つきましては、貴団体の構成員並びに飲食を提供する施設の管理者等の皆様へ周知いただくとともに、該当施設にはお手数をおかけしますが、各施設での拡大印刷等による掲示や御来訪者への直接配布等、周知に向けた御協力をいただけますようお願いいたします。

■お客様に必ず守ってほしいこと (ご利用のルール)

(山梨県ホームページ掲載)

<https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/documents/rule2.pdf>



問い合わせ先  
県土整備部  
建築住宅課企画担当  
TEL : 055-223-1730